

令和7年5月12日

市政記者クラブ 様

瑞穂区保健福祉センター福祉部民生子ども課

担当:畑中、石黒(電話 852-9381)

瑞穂区役所における生活保護法による扶養照会文書の誤送付について

瑞穂区保健福祉センター福祉部民生子ども課において、下記のとおり生活保護法による扶養照会文書の誤送付がありましたので、ご報告します。

記

1 概要

生活保護受給者であるAさんに対する扶養の可否等を確認するため扶養照会文書をAさんの長女であるBさんあてに送付しましたが、既にBさんは転居しており、現在の居住者であるCさんに届いたことが、Cさんからの連絡で判明しました。

2 漏洩した個人情報

- ・ Aさんの住所、氏名、電話番号、生活保護受給の事実
- ・ Bさんの氏名
- ・ AさんとBさんの親子関係

3 対応

- (1) Cさん宅を訪問し、謝罪するとともに、誤送付した文書を回収しました。
- (2) Aさん宅を訪問し、事情を説明のうえ謝罪しました。
- (3) Bさんには今後、経緯を説明し謝罪いたします。

4 原因

扶養照会事務が遅れたことにより、最新の住所の確認が十分ではありませんでした。

5 再発防止策

- (1) 扶養照会事務について、送付先の住所を把握したらすみやかに実施することを、改めて周知・徹底します。
- (2) 文書を送付する際の要点や個人情報保護の重要性について、改めて職員に注意喚起を行います。